

有料職業紹介事業 許可有効期間更新申請書類について

1 提出期限 許可の有効期間満了の3箇月前まで

2 提出書類

☐	有料職業紹介事業許可申請書(様式第1号) 第1面・第2面	原本1部 写し2部
☐	有料職業紹介事業計画書(様式第2号) 表面 ◇複数の事業所を同時に申請する場合には、事業所ごとに作成が必要	原本1部 写し2部

※既に提出されている事項(名称・所在地・役員・職業紹介責任者等)に変更があった場合には、事前に変更届(様式第6号)の提出が必要です。

3 添付書類 (法人用)

☐	最近の事業年度における 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書	写し2部
☐	最近の事業年度における法人の納税申告書(別表1・別表4)	写し2部
☐	最近の事業年度における法人税の納税証明書(その2所得金額用)	原本1部 写し1部
☐	定款又は寄附行為 ※3	写し2部
☐	履歴事項全部証明書 ※3 ※4	原本1部 写し1部
☐	役員の住民票(本籍記載・マイナンバー無し) ※1	原本1部 写し1部
☐	職業紹介責任者の住民票(本籍記載・マイナンバー無し) ※1 ※2	原本1部 写し1部
☐	職業紹介責任者講習の受講証明書 ◇許可の有効期間が満了する日の前5年以内の修了に限る	写し2部

添付書類(個人事業主用)

☐	注 a 最近の納税期における 貸借対照表、損益計算書(所得税青色申告決算書)	写し2部
	b ※白色申告又は簡易な記載事項の損益計算書のみ作成する場合は、青色申告決算書に換え以下の書類 ・預貯金を資産とする場合、 預貯金残高証明書(12月末) ・不動産を資産とする場合、所有不動産(土地・建物)の 登記事項証明書 及び 固定資産税評価額証明書 等 ・負債がある場合は、金融機関の 貸付金残高証明書(12月末)	原本1部 写し1部
☐	最近の納税期における所得税の納税申告書(第一表)	写し2部
☐	最近の納税期における所得税の納税証明書(その2所得金額用)	原本1部 写し1部
☐	代表の住民票(本籍記載) ※1	原本1部 写し1部
☐	職業紹介責任者の住民票(本籍記載) ※1 ※2	原本1部 写し1部
☐	職業紹介責任者講習の受講証明書 ◇許可の有効期間が満了する日の前5年以内の修了に限る	写し2部

※各種提出物の内容により、補足資料の提出をお願いする場合があります。

⑦ 青色申告の方は:「a」 白色申告又は簡易な記載事項の損益計算書のみを作成する方は:「b」の書類になります。

〔裏面に続く〕

- ※1 従前の届出等において提出がなかった場合に限る。
- ※2 役員(個人事業主の場合は代表)と兼ねる場合は不要です。
- ※3 既に提出されているものに変更があった場合に限る。
- ※4 三重労働局にて登記情報連携システムを利用することにより登記事項証明書を手に入れる場合は添付を省略することができます。

4 手数料(申請書類の提出時には持参しないでください。)

*** 手数料の取扱いが変更になりました。**

手数料は、申請書の提出時にはお預かりしません。申請書類をお預かりした後に、厚生労働省へ進達ができると判断した段階でご連絡をしますので、後日、改めて所定の額面の収入印紙をご持参いただきますようお願いいたします。

□	収入印紙 18,000円×職業紹介事業を行う事業所の数 ◇収入印紙は郵便局で購入してください ◇申請書には添付せずに提出してください
---	---

【参考】財産的基礎に関する計算表
 最近の事業年度における決算報告書(貸借対照表)から算出します。

資産合計・・・①		円
繰延資産・営業権合計額・・・②		円
差引資産の総額・・・③(=①－②)		円
負債の総額・・・④		円
基準資産額・・・⑤(=③－④)		円
要件		
基準資産額(⑤)	円 ≥	350万円×事業所数 円

- ※更新申請時には、上記の要件を満たす必要があります。
- ※上記要件を満たさない場合は、①又は②を提出する必要があります。(法人の場合のみ)
- ①公認会計士又は監査法人による監査証明を受けた中間又は月次決算書
 - ②日本公認会計士協会が平成30年12月20日付けで公表した「労働者派遣事業等の許可審査に係る中間又は月次決算書に対する合意された手続業務に関する実務指針(専門業務実務指針4450)」に基づいて公認会計士又は監査法人が実施した「合意された手続業務」による中間又は月次決算書